宿泊約款

最終改正 2023年5月11日

(適用範囲)

- 第1条 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによる ものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
 - 2. 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

- 第2条 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として第12条第1項の基本宿泊料による。)
 - (4) その他当施設が必要と認める事項
 - 2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾 をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

(申込金の支払いを要しないこと)

第4条 当施設は、契約の成立後の申込金の支払いを要しないこととします。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第5条 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は 暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (9) 都道府県条例の規定する場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

- 第6条 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
 - 2. 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、下記に掲げる、違約金を申し受けます。ただし、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当施設が宿泊客に告知したときに限ります。

違約金(契約解除の通知を受けた日から)

7日前~4日前:<u>宿泊料の10%</u> 3日前~前日:<u>宿泊料の30%</u> 当日および無連絡:<u>宿泊料の100%</u> (注1) 契約人数にかかわりなく、契約日数分の違約金を収受します。

- (注2) 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわりなく、1日分(初日)の違約金を収受します。
- 3. 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後3時(あらかじめチェックイン時刻が明示されている場合は、その時刻を時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当施設の契約解除権)

- 第7条 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると 認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 都道府県条例の規定する場合に該当するとき。
 - (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。
 - 2. 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

- 第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日とパスポートの提示
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当施設が必要と認める事項
 - 2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、 あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊

する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

- 2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の便用に応じることがあります。この場合は次に掲げる追加料金を申し受けます。
- (1) 超過3時間までは、室料相当額の30%)
- (2) 超過6時間までは、室料相当額の50%)
- (3) 超過6時間以上は、室料相当額の100%)
- (3. 前項の室料相当額は、基本宿泊料の70%とします)

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当施設内においては、館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当施設の主な施設等の営業時間・サービスは客室内パンフレット、当施設HP、各所の掲示で御案内いたします。ただし、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、下記に掲げるところによります。

宿泊者が支払うべき総額 (①+②+③の合計額)

- ①基本宿泊料(室料+消費税)+②入浴料(入湯税+消費税)+③飲食料
- (注) 基本宿泊料はHP又はチラシ等に掲示する料金表によります。
- 2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨(日本円のみ)又はクレジットカード等これに代わり得る方法により、 宿泊客の到着の際又は当施設が請求した時、フロントにて行っていただききす。
- 3. 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当施設の責任)

- 第13条 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
 - 2. 当施設は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その 補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき 事由がないときは、補償料を支払いません。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第15条 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合に おいて、その所有者が判明したときは、当施設は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるもの とします。ただし、所有者の指示がない揚合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、 その後最寄りの警察署に届けます。

(駐車の責任)

第16条 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任 まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当施設の故意又は過失によって損害を 与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第17条 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

以上